

いずみニュースレター

発行元：社会福祉法人いずみ 東京都東村山市富士見町3-4-16

TEL:042-394-1868 平成27年4月発行 創刊号

～ 巻頭言 ～

社会保障制度に関する勧告（50年勧告）—いずみニュースレター発行のお祝いに代えて—
社会福祉法人いずみ 理事長 福岡憲二

昭和25年（1950年）10月16日
当時の総理大臣 吉田茂に対して 社会
保障審議会会長 大内兵衛が 現下の社
会経済事情並びに日本国憲法第25条の
本旨（国民の生存権保障）に鑑み緊急に
社会保障制度備確立する必要ありと認め、
政府が直ちに社会保障制度の企画、立法
を行うよう勧告しました。

この勧告（50年勧告）は、戦後日本が、
敗戦のどん底から這い上がった歴史を示
す典型的な一里塚であったと思います。
小気味よい、気合が入った格調高い文章
ですので、その序説だけ、いずみニュー
スレター発行のお祝いに代えてご紹介し
ます。

「序説
時代はそれぞれの問題を持つ。
敗戦の日本は、平和と民主主義とを看板
としてたちあがろうとしているけれども、
その前提としての国民の生活はそれに適
すべくあまりにも窮乏であり、そのため
多数の国民にとっては、この看板さえ見
え難く、いわんやそれに向かって歩むな
どはとてもできそうにはないのである。

問題はいかにして彼らに最低の生活を与
えるかである。いわゆる人権の尊重も、
いわゆるデモクラシーも、この前提がな
くしては、紙の上の空語でしかない。い
かにして国民に健康な生活を保障するか。
いかにして最低でいいが生きていける道
を拓くべきか、これが再興日本のあらゆる
問題に先立つ基本問題である。

問題はそれぞれの解決法を持つ。
貧困の問題は古い問題である。古い日本
ですら、それぞれの時代においてその
貧乏退治の方法を持った。このことは
我々の民族のヒューマニチーの歴史が十分
に実証するところである。けれども、同
じ古い問題でもその解決の方法は今日に
おいては、全く別のものでなくてはなら
ぬ。というのは、今や人間の生活は全く
社会化されておるからであり、またその
故に国家もまたその病弊に対して社会化
された方法をもたねばならぬからである。
すでに外国においては、いわゆる社会保
障の制度が著明な発達を遂げているのは
このためであって、国によっては、「ゆり
かごより墓場まで」すべての生活部面が
この制度によって保障されているとさえ

言われる。日本でもこういう制度なくして、この問題が解決できるとは言えない。そしてその証拠には日本でもすでに久しくその萌芽はあるのである。

ようするに貧と病とは是非とも克服されねばならぬが、国民は明らかにその対策を持ち得るのである。

いまやわれわれは力をつくして問題の解決にすすまねばならぬ。

こういう当面の事態のもとに、わが社会保障制度審議会は1年半にわたる勤勉な努力をつづけて、日本におけるこの問題を研究し、ついに日本において直ちに実施しうべき案を立てた。われわれは、これを以て、日本の当面する最大の問題について現在の日本において得られる最善の案であると信ずる。

諸君！諸君は私のこの言をもって笑うべき妄語とするなかれ。

なぜならば、わが審議会40幾人はこの道のエキスパートであって、その人々の意見はほぼすべてここに盛られているからだ。また更に、多くの国民の声がこのうちに取り入れられてあるからだ。こういえば、諸君は、直ちに、それにしてもお前の言葉は大言にすぎるといふであろう。そうだ。それは私も知っている。実のところ、私は、一応かくいうことによって、読者諸君の好奇心をそそりたいのである。

そこで諸君！私をしてもう一段進んでわれわれの真意を語らしめよ。

われわれ審議会は、ここに一応の審議を終え、一応の成案を得たとはいえ、これによって問題が解決したなどとは、決して

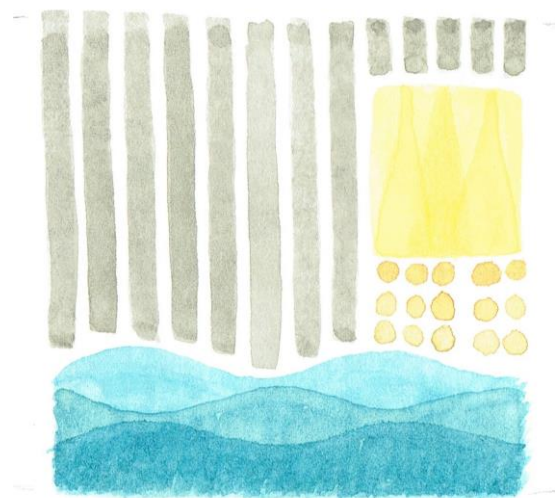
て思っていないのであり、われわれの前途はなお多難であると思っているのである。そこで、われわれは本案についてひろく天下の批判を仰ぎ、またなるべく全国民の同意を得、その力によって、日本における社会保障制度が、一歩でも前進することを望みたいのである。」

昭和25年10月16日

社会保障制度審議会会長 大内 兵衛

以上です。

本編は、1. 社会保険
2. 国家扶助
3. 公衆衛生及び医療
4. 社会福祉
5. 運営機構及び財政について、それぞれについて国家見地から、一元的に、明確に戦後日本の進むべき基本方針を示しました。興味のある方は、ぜひ本編も読まれることをお勧めします。



星 美佐子 作

今月の特集！

『あゆみの家独自事業化決定！』

東村山市あゆみの家 は、昭和 46 年に親の会「東村山市あゆみの会」によって設立され、その後、社会福祉協議会や社会福祉法人まりも会の運営を経て、現社会福祉法人いずみの運営が平成 17 年 4 月 1 日よりスタートしました。

その間、東村山市あゆみの家は、東村山市の委託事業として、東京都の未認可肢体不自由児者施設に位置づけられ、成人部と幼児部の 2 部制で、40 年以上にわたり地域の中の療育施設としての役割を果たしてきました。

この設置形態は他に類を見ない例外的なものであり、近隣の同様の施設と比べても、幼児部・成人部共に定員が 15 名と少なく、医療機関が併設されていない福祉施設です。1 ヶ月 1 回の嘱託医の配置や理学療法士、作業療法士、言語療法士、音楽療法士等のリハビリテーションを担当する職員も重点的に配置される等、肢体不自由児に特化した療育施設として、東村山市を中心に近隣市からの利用者も多く受け入れてきています。

近年、障害者総合支援法をはじめ、福祉関係の法令制度が大きく変わり、東村山市あゆみの家も、平成 24 年に幼児部は児童福祉法下の児童発達事業に移行、成人部は障害者総合支援法下の生活介護事業所に移行しました。特に幼児部の対象児を従来の肢体不自由児から、発達障害

等の近隣地域でニーズの高い『何らかの支援が必要な就学前児』へと大きく転換させました。対象が変わった今も、子どもが安心して通園できる場所として、遊びと生活を主軸に見学者が絶えない施設となっています。

これらの大きな変化の中で法人いずみは、運営母体のあり方を独自事業として運営する方向で、東村山市と数年にわたり協議を重ねてきました。

そして・・・

平成 27 年 4 月 1 日 より、

東村山市あゆみの家は、43 年にわたる東村山市の委託事業から離れ、社会福祉法人いずみの単独事業として、運営を開始することになりました。

社会福祉法人いずみ『あゆみの家』

としての独自事業化により、従来の支援サービスに加え、柔軟かつ新しい発想と、臨機応変の対応で、利用児者家族の要請を十分にくみとり、更に充実したサービスを展開ができるとの確信にたって、地域の障害児者福祉に更に努力していきます。今後とも関係の皆様のご指導とご鞭撻をよろしくお願い致します。



法人創立10周年記念行事

社会福祉法人いずみは、平成27年3月18日に創立10周年を迎えました！
これを記念して、以下の記念行事を開催および、企画しています！

❁ 1. ホームページの開設 ❁

現在、平成27年4月下旬開設に向け、準備中。法人経営情報、財務情報、社会福祉関係情報、法人施設情報等、フレッシュな企画の数々！

❁ 2. 連続講演会開催 ❁

①4/18(土)

奥住秀之先生〔東京学芸大学准教授〕
発達障害特別支援教育心理学専門
「生活と遊びと発達と」
～就学前後に大切なこと～

②5/30(土) 基調講演

平澤保治氏〔国立ハンセン病資料館語り部〕
「地域の障害者運動と人権」

③6/20(土)

椎木俊秀医師〔東京小児療育病院院長〕
当法人協力医療機関
「ライフステージに応じた
障害児者支援」

④7月以降の土日（未定）

「東村山市の福祉（仮）」

❁ 3. 創立10周年記念式典 ❁

平成27年6月27日（土）

法人職員中心の祝賀午餐会、永年勤続表彰等
企画中。

❁ 4. 内部業務会計監査 ❁

あゆみの家を中心に、平成28年夏頃予定。

❁ 5. ニュースレター創刊 ❁

❁ 6. ロゴマーク作成 ❁

法人いずみの創造性、将来性、進取性、人
と人とのつながり等を表すロゴを検討中。

～編集後記～

通常の年度末に加え、あゆみの家独自事業化、そして法人いずみ10周年記念関連企画等…、人生の中で経験することの少ない運営準備に携わらせていただいています。表面的には慌しく動いており、脳内血流は最高レベル。ともすればその忙しさに飲み込まれそうです。しかしそれは、現場を運営する職員が支えてくださっているからこそできることです。多面的に引き上げてくださる経営陣の力と暖かさに守られ、家族の理解を得ながらの毎日に、忙しさよりも感謝の多いこのごろです。

(MK)